

第5章 景観形成上重要な要素に関する基準等

1. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定に関して

1) 基本的な考え方

- ・地域の景観上の象徴的な建造物や樹木のうち、良好な景観の形成にとって重要なものは「景観重要建造物」または「景観重要樹木」として指定し、景観資源の保全に努めます。
- ・この指定制度により、所有者には外観に関する現状変更の制限や管理義務が生じますが、建築基準法の規制緩和や相続税の優遇措置、景観整備機構による維持管理（管理協定の締結※）が可能になるなどのメリットがあります。

※管理協定の締結

景観重要建造物または景観重要樹木の維持管理を行うには、専門的知識や経済的負担が生じます。このため、所有者と「管理協定」を締結した景観行政団体またはNPO等の景観整備機構が管理を代行することができます。

2) 指定の方針

(1) 景観重要建造物の指定の方針

- ・次に示す項目に該当する建造物を「景観重要建造物」として指定します。
 - 甲州市の自然、歴史、文化等からみて、地域を象徴する建造物であるもの
 - 優れたデザインを有し、地域の拠点となるなど、地域の景観形成に大きく貢献するもの

(2) 景観重要樹木の指定の方針

- ・次に示す項目に該当する建造物を「景観重要樹木」として指定します。
 - 甲州市の自然、歴史、文化等からみて、地域のシンボルとなる存在であること
 - 樹木の形態が景観上の特徴を有し、地域の景観形成に大きく影響するもの

2. 景観資産の指定に関して

- ・景観法に基づく景観重要建造物等のほか、甲州市の自然、歴史、文化等からみて、地域の良好な景観の形成に重要な役割を果たしていると認められる建造物、樹木、河川、史跡、眺望点など全ての資源を対象に、甲州市景観資産として指定して、景観資源を保全すると同時に幅広く地域内外の方に知っていただきます。

3. 重要眺望地点の設定

- ・眺望地点として重要な地点を「重要眺望地点」として指定し、眺望を確保するための施策を実施します。

4. 景観重要公共施設の整備及び占用等の基準に関して

1) 基本的な考え方

- ・公共事業については景観法における行為の届出の対象とならないことから、個別に基準を作成し行政関係部署と調整して、モデルとなるような空間整備を行っていくことが望まれます。
- ・市役所、公民館、ホールなどの公共建築物、上水施設、下水処理施設などの公共工作物、道路（例：フルーツライン、国道 411 号等）、防護柵や街灯、道路標識など道路付属物、道路造成に伴う法面や擁壁、河川といった公共施設などが景観に与える影響は極めて大きく、これらを向上させることが重要です。
- ・基本的には、国土交通省等で公共事業における景観関係のガイドラインが多く出されており、これらに倣って、甲州市独自の視点を加味しながら基準作りを行います。
- ・また、道路標識については、現在「甲州市サイン計画」を策定中であり、機能面だけでなく、景観的な視点を十分に反映した計画づくりを行うこととします。

■国作成の各種ガイドライン等

ガイドライン名	年 部局
官庁営繕事業における景観形成ガイドライン	平成 16 年 5 月 国土交通省
美の里づくりガイドライン	平成 16 年 8 月 農林水産省農村振興局
景観に配慮した防護策の整備ガイドライン	平成 16 年 3 月 景観に配慮した防護策推進検討委員会（国土交通省）
道を活用した地域活動の円滑化のためのガイドライン	平成 17 年 3 月 国土交通省道路局
道路デザイン指針（案）	平成 17 年 3 月 国土交通省道路局
住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン	平成 17 年 3 月 国土交通省住宅局
官庁営繕事業における景観検討の基本方針（案）	平成 19 年 3 月 国土交通省（参考）

2) 公共空間占用の考え方

- ・道路法、河川法、都市公園法等に準拠した必要最小限の占用あるいは民間によるオープンカフェ等の運営にも占用のルールづくりを検討します。
- ・市民有志が取り組む親睦や誘客等のために、公共空間を占有するための基準を検討し、市民参画などの取り組みの組織化を促すとともに、公平で地域の活性化に結びつく基準作りを検討します。

5. 自然公園法に関わる許可の基準に関して

- ・甲州市北部の山林が秩父多摩甲斐国立公園のエリアとなっています。
- ・最北部の笠取山から唐松尾山周辺の尾根は特別保護地区に指定されています。
- ・大菩薩嶺、大菩薩峠から一ノ瀬高原周辺は特別地域に指定されています。
- ・裂石から柳沢峠、三窪高原周辺は普通地域に指定されています。
- ・自然公園法の規制内容を吟味した上で、建築物、工作物等の基準の強化が必要か否かについて検討します。
- ・また、自然公園法と景観法に基づく届出が重複しなくて済むように運用面での配慮をします（基本的に自然公園法の届出のみで対応する）。

